

事業所防災計画の作成

事業所防災計画とは？

東京都内のすべての事業所は、東京都震災対策条例に基づき、事業所単位で防災計画を作成しなければなりません。

この事業所防災計画は、

- 1 「震災に備えての事前計画」
- 2 「震災時の活動計画」
- 3 「施設再開までの復旧計画」

の3つを定める必要があり、以下の表に応じて作成します。



あなたの事業所の形態は？		事業所防災計画の作成要領	消防署への届出の要否
一般事業所	防火（防災）管理者の選任が必要な事業所	<u>防火（防災）管理に係る消防計画</u> の中に含めて作成します。	必要
	上記以外の事業所（小規模事業所）	単独に事業所防災計画を作成します。	不要
危険物施設を有する事業所	予防規程の作成が必要な危険物施設	<u>予防規程</u> の中に含めて作成します。	必要
	予防規程の作成が不要な危険物施設	単独に事業所防災計画を作成します。	不要
防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業所（都市ガス・電気・鉄道・道路・通信事業者）		指定公共機関として事業所防災計画に指定すべき事項を定める。	必要